

【Q】	事業年度と利用するシステム年度はどのような関係になっているのでしょうか？				
【A】	毎年の税制改正に対応したシステムとして、毎年6月末に新年度システムの初版を提供しています。 (例)「令和2年度版」は、令和2年度の税制改正に対応したシステムです。 計算処理(申告書の作成)は、利用している「システム年度」の税制に基づき、「事業年度」に応じた適用関係が判定されます。 「システム年度」ごとに処理できる事業年度は決まっており、例として「令和2年度版システム」の場合は下記となります。				
	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="217 600 480 689">処理区分</th><th data-bbox="480 600 1489 689">「令和2年度版システム」で指定できる「事業年度」 (「月次試算・四半期試算」の場合は「計算期間」も指定)</th></tr> <tr> <td data-bbox="217 689 480 2029">中間申告(仮決算) 予定申告</td><td data-bbox="480 689 1489 2029"> 「令和元年10月2日から令和2年12月1日までに開始」して 「令和2年4月1日から令和3年11月30日までに終了」する事業年度で、 初日から末日までの期間が「2日以上12月以下」 【解説】 - 本来は、令和2年度の税制(令和2年度版)が対象となるのは、中間(予定)申告の算定期間の末日が、令和2年4月1日以降終了～令和3年3月31日以前終了となるため下記となります。(令和2年10月決算～令和3年9月決算) 「令和元年10月2日から令和2年10月1日までに開始」して 「令和2年4月1日から令和3年9月30日までに終了」する事業年度で 初日から末日までの期間が「2日以上12月以下」 - システムの条件には、下記の理由でプラスαとして、令和3年10月決算と令和3年11月月決算も処理可能な対象に含めています。 - 本来ならば、令和3年10月決算(中間(予定)申告は6月末まで)や、令和3年11月決算(中間(予定)申告は7月末まで)は、令和3年度のシステムで処理すべきです。 - しかしながら、令和3年度のシステム提供が通常は6月末であるため、令和3年度のシステム提供を待ってから中間(予定)の処理を行うと、中間(予定)申告が間に合わない可能性があります。 - そのため、特例として10月と11月決算の中間(予定)申告については、前年度(令和2年度)のシステムで、翌期の中間(予定)申告データを作成できるようにしています。 (注)前年度システムで翌年度の中間申告(仮決算)や予定申告を処理した場合、作成される様式や計算はあくまで前年度の税制によるものです。 </td></tr> </table>	処理区分	「令和2年度版システム」で指定できる「事業年度」 (「月次試算・四半期試算」の場合は「計算期間」も指定)	中間申告(仮決算) 予定申告	「令和元年10月2日から令和2年12月1日までに開始」して 「令和2年4月1日から令和3年11月30日までに終了」する事業年度で、 初日から末日までの期間が「2日以上12月以下」 【解説】 - 本来は、令和2年度の税制(令和2年度版)が対象となるのは、中間(予定)申告の算定期間の末日が、令和2年4月1日以降終了～令和3年3月31日以前終了となるため下記となります。(令和2年10月決算～令和3年9月決算) 「令和元年10月2日から令和2年10月1日までに開始」して 「令和2年4月1日から令和3年9月30日までに終了」する事業年度で 初日から末日までの期間が「2日以上12月以下」 - システムの条件には、下記の理由でプラスαとして、令和3年10月決算と令和3年11月月決算も処理可能な対象に含めています。 - 本来ならば、令和3年10月決算(中間(予定)申告は6月末まで)や、令和3年11月決算(中間(予定)申告は7月末まで)は、令和3年度のシステムで処理すべきです。 - しかしながら、令和3年度のシステム提供が通常は6月末であるため、令和3年度のシステム提供を待ってから中間(予定)の処理を行うと、中間(予定)申告が間に合わない可能性があります。 - そのため、特例として10月と11月決算の中間(予定)申告については、前年度(令和2年度)のシステムで、翌期の中間(予定)申告データを作成できるようにしています。 (注)前年度システムで翌年度の中間申告(仮決算)や予定申告を処理した場合、作成される様式や計算はあくまで前年度の税制によるものです。
処理区分	「令和2年度版システム」で指定できる「事業年度」 (「月次試算・四半期試算」の場合は「計算期間」も指定)				
中間申告(仮決算) 予定申告	「令和元年10月2日から令和2年12月1日までに開始」して 「令和2年4月1日から令和3年11月30日までに終了」する事業年度で、 初日から末日までの期間が「2日以上12月以下」 【解説】 - 本来は、令和2年度の税制(令和2年度版)が対象となるのは、中間(予定)申告の算定期間の末日が、令和2年4月1日以降終了～令和3年3月31日以前終了となるため下記となります。(令和2年10月決算～令和3年9月決算) 「令和元年10月2日から令和2年10月1日までに開始」して 「令和2年4月1日から令和3年9月30日までに終了」する事業年度で 初日から末日までの期間が「2日以上12月以下」 - システムの条件には、下記の理由でプラスαとして、令和3年10月決算と令和3年11月月決算も処理可能な対象に含めています。 - 本来ならば、令和3年10月決算(中間(予定)申告は6月末まで)や、令和3年11月決算(中間(予定)申告は7月末まで)は、令和3年度のシステムで処理すべきです。 - しかしながら、令和3年度のシステム提供が通常は6月末であるため、令和3年度のシステム提供を待ってから中間(予定)の処理を行うと、中間(予定)申告が間に合わない可能性があります。 - そのため、特例として10月と11月決算の中間(予定)申告については、前年度(令和2年度)のシステムで、翌期の中間(予定)申告データを作成できるようにしています。 (注)前年度システムで翌年度の中間申告(仮決算)や予定申告を処理した場合、作成される様式や計算はあくまで前年度の税制によるものです。				

確定申告 修正申告	「令和元年4月2日から令和2年3月30日までの間に開始」して 「令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に終了」する事業年で、 初日から末日までの期間が「2日以上12月以下」 【解説】 令和2年度の税制(令和2年度版)が対象となるのは、事業年度の終了日が 令和2年4月1日以降終了～令和3年3月31日以前終了であるため、令和2年 4月決算～令和3年3月決算が対象となります。
月次試算・ 四半期試算	「令和元年4月2日以降に開始」する事業年度で、 初日から末日までの期間が「2日以上12月以下」 (注) いずれの事業年度を指定しても、令和2年度税制に基づく計算です。 また、計算期間は以下となります。 「令和元年1月1日から令和3年12月31日までの間に終了」する計算期間で、 初日から末日までの期間が「2日以上」 (注) 計算処理は、「計算期間」を事業年度とみなして行われます。 【解説】 四半期のデータは、翌年度のシステムがリリースされる前に、翌期の四半期試算 や消費税の処理で利用されることを鑑みて、事業年度や計算期間の制限を緩くし ています。 令和2年4月決算～令和4年3月決算の翌四半期試算が対象となります。 令和2年度版のシステムでは、令和4年3月期の第3四半期[計算期間が 令和3年4月1日～令和3年12月31日]が作成できる限界となります。